

建設コンサルタント業務等における低価格受注業務がある場合の
管理技術者等の手持ち業務量の制限等の試行について（概要版）

建設コンサルタント業務等においては、管理技術者等（土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び補償コンサルタント業務における主任担当者）が個々の業務の担当技術者を統括して複数の業務を同時並行で実施することが通常であるため、低価格による受注が行われた場合には、業務成果品の品質低下が懸念されます。

このため、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）における低価格受注業務がある場合の予定管理技術者等（当該業務に配置予定の管理技術者等）の手持ち業務量の制限を平成21年10月13日以降に入札手続きを開始する業務から実施します。

対象業務については、入札（業務）説明書又は特記仕様書に記載しています。

記

1．適用範囲

国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）のうち、予定価格が1,000万円を超える業務であって、競争入札方式（総合評価落札方式を含む）又はプロポーザル方式に基づく手続きにより調達される業務です。

2．予定管理技術者等の手持ち業務量の制限

（1）管理技術者等とは、土木関係建設コンサルタント業務においては管理技術者、測量又は地質調査業務においては主任技術者、補償コンサルタント業務においては主任担当者を対象とします。

（2）手持ち業務量は、契約金額が500万円以上の業務を対象とします。

（3）基準日において、手持ち業務量に調査基準価格を下回る金額で落札したものがあ

る場合には、当該入札等において予定管理技術者等に求める手持ち業務量の制限を、手持ち業務金額の合計を2億円、件数の合計を5件とします。

（4）手持ち業務量の基準日は、以下のとおりとします。

一般競争入札方式・・・・・・・・・・入札公告日現在
公募型・簡易公募型競争入札方式・・・・・・手続開始の公示日現在
通常の指名競争入札方式・・・・・・・・・・指名通知日現在
公募型・簡易公募型プロポーザル方式・・手続開始の公示日現在
標準プロポーザル・・・・・・・・・・技術提案書提出要請日現在

3．基準日から落札決定日(プロポーザル方式の場合は特定日)までの間に手持ち業務量の制限を超えた場合の取扱い

基準日から落札決定日(特定日)までの間に、手持ち業務量の制限を超えた場合は、入札(特定)してはならないものとします。

このため、遅滞なくその旨を書面(様式は自由)で報告するとともに、直ちに当該申請書(プロポーザル方式の場合は参加表明書)の取下げ又は指名の辞退を行うこととします。

手持ち業務量の制限を超えたにもかかわらず入札(特定)した場合は、北陸地方整備局競争契約入札心得第7条第9号の規定により、入札(特定)に関する条件に違反した入札(特定)として、その入札(特定)を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

4．履行期間中の手持ち業務量

業務の履行期間中は、管理技術者等の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件(基準日現在での手持ち業務に調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円、件数で5件)を超えないこととします。

超えた場合には、遅滞なくその旨を書面で報告し、その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、管理技術者等を一定の要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとします。